施設型給付費・地域型保育給付費等　支給認定申請書　兼　入所申込書

交野市長　　あて

受付印

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。
市が「施設型給付費・地域型保育給付費」等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）・世帯情報・個人番号・生活保護及びひとり親手当の受給状況・障がいの手帳の状況及び発達等に関する情報を閲覧すること、その情報及び決定した利用者負担額等について「特定教育・保育施設」等に対して提示すること、また申込み内容等について申請児童がより良い環境の下で保育を受けれるようにするため、関係機関と情報共有すること、並びに支給認定証の発行は入所内定時もしくは保護者の申出による発行とすることに同意します。

令和　　年　　月　　日　　**保護者氏名**

申請の対象となる児童名	（フリガナ）	性別	障がい者手帳の有無	生年月日	令和　　年　　月　　日
		男 ・ 女	有 ・ 無		
保護者住所	〒			転入予定日（他市在住者のみ記入）	令和　　年　　月頃
日中の連絡先電話番号（連絡の取れる順に記入してください）	①　　（続柄：　　）	②　　（続柄：　　）		③　　（続柄：　　）	
施設名（在園中の方のみ記入）		認定区分（在園中の方のみ記入）		□ 1号（新2・3号を含む）　□ 2号　□ 3号	

1．利用を希望する期間、希望する施設名

入所希望日	令和　　年　　月　　日	**世帯の状況**	ひとり親世帯	□非該当 □該当〔 □ 離婚　□ 未婚　□ 調停中　□ 死別 〕
			生活保護	□なし　□受給中　□申請中

利用を希望する施設名	
第1希望	
第2希望	
第3希望	
第4希望	
第5希望	

きょうだい2人以上の申込者※下記に該当しない限り入所決定しません。

きょうだい2人以上を同時に申込む場合、いずれか1つにチェックしてください。

□きょうだいが同じ保育所等で同時に入所できる場合のみ希望する。

□きょうだいが別々の保育所等に入所できる場合でも希望する。
→同じタイミングで保育所等への入園が決まる場合は、別園であっても希望する。

□きょうだいのうち1人だけ入所できる場合でも希望する。
(*)1人だけの入所でも、保育を必要とする事由が必要になります。

2．世帯の状況　※対象児童以外の保護者及び同じ住所に住んでいる人全員について記入してください。（単身赴任者等の別居中の家族も記載してください。）

区分	氏　名	児童との続柄	生年月日	性別	（該当する方のみ記入）別居理由	職業又は幼稚園・保育園（所）学校名等	障がい者手帳の有無
児童以外の同居人	（フリガナ）		T・S H・R　年　月　日	男・女	□別居	□単身赴任　□調停中 □その他（　　）	有 ・ 無
	（フリガナ）		T・S H・R　年　月　日	男・女	□別居	□単身赴任　□調停中 □その他（　　）	有 ・ 無
	（フリガナ）		T・S H・R　年　月　日	男・女	□別居	□単身赴任　□調停中 □その他（　　）	有 ・ 無
	（フリガナ）		T・S H・R　年　月　日	男・女	□別居	□単身赴任　□調停中 □その他（　　）	有 ・ 無
	（フリガナ）		T・S H・R　年　月　日	男・女	□別居	□単身赴任　□調停中 □その他（　　）	有 ・ 無
	（フリガナ）		T・S H・R　年　月　日	男・女	□別居	□単身赴任　□調停中 □その他（　　）	有 ・ 無

3．世帯の居住状況

希望日の属する年の前年1月1日の市区町村	父	交野市 ・ 市外（自治体名：　　転入日：　　）	母	交野市 ・ 市外（自治体名：　　転入日：　　）
希望日の属する年の1月1日の市区町村	父	交野市 ・ 市外（自治体名：　　転入日：　　）	母	交野市 ・ 市外（自治体名：　　転入日：　　）

祖父母の状況

入所選考において、「利用調整基準表」に基づく「選考点数」が同点の場合に限り、祖父母の状況を基に優先順位を決定（「別居」→「同居」の順に優先）しますので、以下に事実のとおり記入してください。（未記入の場合は「同居」とします。）
なお、「同居」の祖父母がいる世帯であっても、同居の祖父母全員の「★保育の利用を必要とする証明書（交野市様式）」の提出があれば、「別居」の世帯と同様の優先順位とします。（★：同居祖父母が「就労」等で児童の保育ができないことがわかる証明）

続柄		氏名	生年月日	入所希望日時点で申請児童と同居しているか
父方	祖父		T・S H　年　月　日	□児童と同居　□児童と別居　□その他（死別・離別等）
	祖母		T・S H　年　月　日	□児童と同居　□児童と別居　□その他（死別・離別等）
母方	祖父		T・S H　年　月　日	□児童と同居　□児童と別居　□その他（死別・離別等）
	祖母		T・S H　年　月　日	□児童と同居　□児童と別居　□その他（死別・離別等）

※裏面も記入してください。

市記入欄（選考点数）

合計	基準	調整				
			（　　）	（　　）	（　　）	（　　）

4. 保育の利用を必要とする事由等

児童との続柄	保育の利用を必要とする事由	就労先・通学先への所要時間
	□①就労（外勤・内職・専従者・育児休業中・その他）　□①就労（自営）（職種：　　） □②妊娠・出産　□③疾病　□④障がい　□⑤介護・看護 □⑥求職活動　□⑦就学　□⑧きょうだいが療育施設等に親子通園している □⑨災害復旧　□⑩その他（　　）	時間　　分
	□①就労（外勤・内職・専従者・育児休業中・その他）　□①就労（自営）（職種：　　） □②妊娠・出産　□③疾病　□④障がい　□⑤介護・看護 □⑥求職活動　□⑦就学　□⑧きょうだいが療育施設等に親子通園している □⑨災害復旧　□⑩その他（　　）	時間　　分

5. 申請児童の情報（記入内容により選考の点数等が不利になることはありません。なお、記入内容は希望施設に情報提供する場合があります。）

障がい者手帳の情報	□ 無 ・ □ 有 （ 有の場合 ： □身体障がい者手帳 □療育手帳 □精神障がい者保健福祉手帳）
4か月児健診	□ 未受診 ・ □ 受診済 ⇒ □ 指摘事項なし ・ □ 指摘事項あり（内容：　　）
乳児後期健診	□ 未受診 ・ □ 受診済 ⇒ □ 指摘事項なし ・ □ 指摘事項あり（内容：　　）
1歳6か月児健診	□ 未受診 ・ □ 受診済 ⇒ □ 指摘事項なし ・ □ 指摘事項あり（内容：　　）
3歳6か月児健診	□ 未受診 ・ □ 受診済 ⇒ □ 指摘事項なし ・ □ 指摘事項あり（内容：　　）
発達相談を受けたこと（やくそく健診含む）	□ 無 ・ □ 有 （ 相談内容 ：　　）
アレルギー情報	□ 無 ・ □ 有 （　　）
その他特記事項	□ 無 ・ □ 有 （　　）

6. 入所申込書と併せて提出する書類 **※詳細は入所案内を確認してください。**

		内容		提出書類		入所選考への影響
全員提出	1	保育の利用を必要とする事由があることの確認	▶	保護者全員分の「保育の利用を必要とする証明書」（添付書類を含む）	▶	基準点を決定
	2	個人番号（マイナンバー）の提供と本人確認	▶	・個人番号（マイナンバー）提供書 ・本人確認書類（写）添付台紙（郵送又は代理人による申請の場合） ・委任状（代理人による申請の場合）	▶	（他市町村課税の場合）同点の場合の優先順位に関わる「保護者の総所得金額等」を課税自治体に確認
該当者は必ず提出	3	育児休業を終了し、復職する場合（入所希望日前日時点で育児休業中であり入所月の翌月1日までに復帰できる、または出産が理由で退職し、入所月の翌月1日までに再雇用される場合）	▶	・育児休業期間が記載されている「保育の利用を必要とする証明書」 ・育児休業明け入所申込みについての誓約書	▶	調整点　＋3点
	4	ひとり親家庭又は交野市でひとり親家庭相当の場合	▶	戸籍全部事項証明 等、ひとり親であることが分かる書類（写し） （児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療証は交野市のものに限る）	▶	調整点＋5点 及び 同点の場合の優先順位を決定
	5	下記年度に交野市以外で住民税を課税されている方で転入前、転入直後または税申告直後の方 入所希望月が4月～8月：前年度および当年度 入所希望月が9月～3月：当年度	▶	該当年度の課税（非課税）証明書（写し） ※未申告の方は、課税市区町村で申告した上で提出してください。	▶	同点の場合の優先順位に関わる「保護者の総所得金額等」を確認
該当者は任意で提出	6	保護者が保育士の資格を有しており、かつ、交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設において、月64時間以上就労している又は就労することが内定している	▶	保育士加点申込書	▶	調整点　＋20点（＋10点）
	7	入所保留後（入所保留中）で、認可外保育施設（届出施設に限る）に月極で1か月以上通園している	▶	在園証明書（認可外保育施設に月極で1か月以上通園していることを証明する内容）	▶	調整点　＋1点
	8	未就学の障がい児がいる世帯	▶	障がい者手帳等（写し）	▶	調整点　＋3点 及び 同点の場合の優先順位を決定
	9	交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設又は広域入所施設に2・3号認定で入所していない児童が2人以上同時に入所選考にかかる場合	▶	利用調整に係る多子・多胎世帯に関する申告書	▶	調整点　＋3点
	10	交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設又は広域入所施設に2・3号認定で入所していない多胎児童が2人以上同時に入所選考にかかる場合	▶	利用調整に係る多子・多胎世帯に関する申告書	▶	調整点　＋1点
	11	保護者に疾病又は障がいがある ※当該保護者の保育の事由は「就労」に限る	▶	疾病…「保育の利用を必要とする証明書」③疾病証明 障がい…「保育の利用を必要とする証明書」④障がい状況証明 及び 障がい者手帳（写し）	▶	調整点　＋3点 ※基準点と当該調整点の合計点は、「外勤・自営業（居宅外）」の場合は20点、「自営業（居宅内）・内職」の場合は16点を上限とする
	12	同居親族の介護・看護をしている ※当該保護者の保育の事由は「就労」に限る	▶	「保育の利用を必要とする証明書」⑤介護・看護証明	▶	
	13	入所希望日の前月に申請児童が転入予定で、転入月または転入月の前月まで転入前の市町村において、特定教育・保育施設等に入所しており、かつ第5希望まで希望する場合	▶	在園証明書（転入前市町村で特定教育・保育施設に通園していることを証明する内容）	▶	調整点　＋2点
	14	障がい児（者）のいる世帯	▶	障がい者手帳等（写し）	▶	同点の場合の優先順位を決定
	15	祖父母と同居の世帯で、同居の祖父母全員が就労している等、子どもの保育が困難な場合	▶	同居の祖父母全員の「保育の利用を必要とする証明書」	▶	祖父母別居の世帯として同点の場合の優先順位を決定
	16	希望する保育所等に入所できない場合、育児休業の延長も許容できる場合	▶	「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」	▶	調整点　－200点